

専門家による起業相談・起業セミナー、補助金などの制度

市内で起業や事業の新分野進出を考える方を対象に、中小企業診断士による無料の個別相談会やセミナーを開催しています。詳細は担当課へお問い合わせください。

1 起業相談会（起業・第二創業に向けた個別相談会）	
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・十日町市内で新たに事業を開始する方 ・創業後、3年未満の事業主
相談日と時間	<p>会社経営の専門知識を持つ中小企業診断士による個別相談会です。創業計画書の作成や補助金の利活用、販路拡大などの経営課題に対しアドバイスします。</p> <p>【相談日】 4/17(金)、5/22(金)、6/5(金)、6/19(金)、7/10(金)、7/31(金)、8/14(金)、9/4(金)、9/18(金)、10/9(金)、10/23(金)、11/6(金)、11/20(金)、12/4(金)、2/19(金)、3/5(金)</p> <p>【時間】 1人につき1回1時間。事前予約制です。 ①10:10~11:10 ②11:10~12:10 ③13:00~14:00 ④14:00~15:00 ⑤15:00~16:00</p> <p>【予約先】 産業政策課 産業振興係（電話：025-757-3139）</p>
2 起業セミナー（起業に向けた勉強会・受講料無料・先着20名）	
内容	<p>起業に必要な知識・スキルを網羅的に学べます。全回受講により創業計画書を作成することができますので、原則全回受講してください。</p> <p>① <u>7月25日(土) 10:00~16:30 「段十ろう(本町1上)」</u> 『起業入門・経営基礎』 起業に必要な手続き、自分の強みを活かした起業方法などをお伝えします。</p> <p>② <u>8月1日(土) 10:00~16:30 「段十ろう」</u> 『経営基礎・人材育成・販路開拓』ビジネスモデルや労務知識、マーケティングなど、経営基礎や販路開拓方法などをお伝えします。</p> <p>③ <u>8月15日(土) 10:00~16:30 「段十ろう」</u> 『財務・プレゼンテーション』 資金計画や売上計画の立て方、財務諸表、プレゼン方法などをお伝えします。</p> <p>④ <u>9月5日(土) 10:00~16:30 「段十ろう」</u> 『経営応用・ミニ発表会』ITを経営に活用する方法などをお伝えします。最終回は作成した創業計画書のミニ発表会も予定しています。</p>
3 ビジネスプラン審査会（手厚い支援を行う起業プランを決める審査会）	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で起業や第二創業進出を目指すビジネスプランを募集します。 ・ビジネスプラン審査会を経て、採択を受けたビジネスプランは、『未来を拓く創業応援事業補助金(裏面)』の対象となり、補助率や補助額上限の引き上げなどの支援を受けることができます。
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・十日町市が開催する創業相談または起業セミナーを受講している方で、令和10年3月末までに開業予定の方 ・出場方法の詳細は、8月頃に市ホームページでお知らせします。

裏面もご覧ください

4 創業者への補助金（開業経費の補助 ～未来を拓く創業応援事業補助金～）	
補助金額	<p>①創業相談で事業化承認されたプラン 補助率 1/2、上限 15 万円 4 回以上起業相談会を受講し、開業前に市が委託する中小企業診断士から承認を受けたプランに対し、開業時に必要な経費の一部を補助します。</p> <p>②ビジネスプラン審査会最優秀プラン 補助率 3/4、上限 100 万円 ③ビジネスプラン審査会優秀プラン 補助率 3/4、上限 30 万円 12 月に開催されるビジネスプラン審査会に出場してプレゼンテーションを実施し、審査員から承認を受けたプランに対し、開業時に必要な経費の一部を補助します。</p>
対象経費	<p>ビジネスプランの事業化に要する経費で次に掲げるもの。</p> <p>①設備に係る経費（機械装置、工具器具購入費、据付費等）、事務所の新築・改修・賃借に係る経費 ②試作品製作に要する経費（旅費、原材料費、謝礼等） ③人件費（補助対象者が個人の場合は、補助対象者及び3親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く） ④広告宣伝費（イベント開催・展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等） ⑤クラウドファンディングに係る経費 ⑥その他市長が必要と認める経費 ※消費税は補助対象外となります。</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業を行う者でないこと。 ・ 納付期限の到来した市税を完納していること。 ・ 補助金の交付を受けた事業主が、補助金の交付日から5年以内に廃業もしくは十日町市外に事業の拠点を移すなどの場合は、補助金を返還していただくことがあります。
5 創業者向け制度のご案内	
制度の詳細は、各機関のホームページなどをご確認ください。	
市制度 融資	新規創業支援資金融資貸付・それに伴う信用保証料 1/2 補助 担当：十日町市 産業政策課 経営支援係 電話：025-757-3139
登録免許 税の軽減	特定創業支援等事業による支援を受けた方で、市から証明書の交付を受けた場合は、株式会社・合同会社設立時に納付する登録免許税が半額になります。 担当：十日町市 産業政策課 産業振興係 電話：025-757-3139
相談先や 助成金、 融資など	<p>●専門家による経営課題の相談（起業・販路拡大・資金繰りなど） 担当：新潟県よろず支援拠点（新潟市万代島）/電話：025-246-0058 担当：NICOテクノプラザ(長岡市新産4丁目)/電話：025-846-9711</p> <p>●創業に関する補助金（助成金） ●インキュベーション施設の貸出し ●専門家によるビジネスプラン・広報などの相談 ●セミナーの開催 担当：にいがた産業創造機構 起業・創業支援チーム 電話：025-246-0051</p> <p>●新規開業資金 ●新創業融資制度 ●創業支援貸付利率特例制度 担当：日本政策金融公庫 長岡支店 国民生活事業 電話：057-002-0295</p>

【お問合せ先】十日町市役所 産業政策課 産業振興係（電話：025-757-3139）